

1 動物の保護管理に関する事業

(1) 県内収容頭数及び措置状況（和歌山市除く）

①収容状況

単位：頭・匹

		狂犬病 抑留	動愛法			計	前年度か らの継続 飼養
			所有者引取	拾得者引取	負傷収容		
犬	成	64	15	35	6	120	43
	幼		0	2	9	11	3
	計	64	15	37	15	131	46
猫	成		55	18	53	126	1
	幼		2	330	134	466	1
	計		57	348	187	592	2
そ の 他	成				1	1	0
	幼				0	0	0
	計				1	1	0

*狂犬病抑留：狂犬病予防法に基づく犬の抑留

*動愛法：動物の愛護及び管理に関する法律に基づく動物の収容（所有者からの引取、拾得者からの引取（警察からの依頼含む）、負傷動物の収容）

*「幼」：収容時に生後90日齢以下のもの（推定含む。以下同じ）

②措置状況

単位：頭・匹

		返還		引取取り 下げ	譲渡	自然死	殺処分	計	次年度へ 継続飼育
		狂犬病	動愛法						
犬	成	19	21	3	44	8	42	137	26
	幼		0	0	11	0	1	12	2
	計	19	21	3	55	8	43	149	28
猫	成		7	1	27	46	42	123	4
	幼		0	0	239	128	85	452	15
	計		7	1	266	174	127	575	19
そ の 他	成		0	0	0	1	0	1	0
	幼		0	0	0	0	0	0	0
	計		0	0	0	1	0	1	0

*返還：「狂犬病予防法」に基づき抑留した犬、「動物の愛護に及び管理に関する法律」に基づき拾得・負傷収容した犬猫を飼い主に返還するもの

*引取取り下げ：動愛法に基づき実施した所有者から引き取りを取り下げしたもの